

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

昭和43年又は44年にA町（現在は、B市）へ帰郷した後、役場の人が家に来て国民年金の加入手続きを行い、保険料を支払っていたはずなのに、保険料の納付記録が49年4月からになっていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に払い出されていることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち44年4月から47年6月までは既に時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は5年と長期に及んでおり、申立期間以外にも長期の未納期間が存在する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。